

市立柏高校の部活動活動方針の変更点及び追加点に関する補足説明

項目	第2回提示内容	第3回定時内容	変更理由
休養日	<ul style="list-style-type: none"> ■通常期は週に2日（平日1日，土日で1日）以上 ■繁忙期（特別な場合）は平日で週に1日以上，土日は隔週で1日以上 	<ul style="list-style-type: none"> ■平日は週に1日以上，土日は月に2日以上 ■大会日程等により指定の休養日を取得できない時は後8週以内に振替 	<ul style="list-style-type: none"> ■部活動に期待する生徒が目標を達成できる活動時間を確保する ■他校の休養日数を参考にし最低休養日数を変更する一方，指定の休養日が取得できない時は振替することにより確実に休養日を確保する ■定期試験前に1週間の休止期間及び長期休業中の連続休暇を設け，休養日全体としては年間で100日以上を確保 ■夏季休業期間においては12日以上（連続休暇3日含む）の休養日を確保（実質週休2日）
	<ul style="list-style-type: none"> ■休養日の日数は，一の年度において<u>100日以上</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ■休養日の日数は，一の年度において<u>最低80日以上</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ■休養日については，部活動ごとの多様な活動に対応するため「最低」基準として年間80日に変更。定期試験等を含めれば年間100日以上を確保
繁忙期 （特別な場合）	<ul style="list-style-type: none"> ■特別な場合を適用する上限については<u>一の年度について10週間以内</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ■特別な場合を適用する上限については<u>一の年度について80日以内</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ■学校休業日に行うことの多い練習試合は活動時間の上限の6時間を超過することが通常であり，第2回の提示案は練習試合のための遠征の移動時間を活動時間に含めないこととするが，回数の上限を定めていなかった。変更案は練習試合も特別な場合（活動時間の上限8時間）とし，大会への準備等も含めた80日の範囲内とする上限を設定
基本的な考え方(スライド2への追加記載)		<ul style="list-style-type: none"> ■国等が高校生を対象とした新ガイドラインが策定した場合は，その内容に従う ■市立柏高校として部活動の長時間練習を見直し，適切な休養を確保し，高校生としてのバランスの取れた生活を実現し，もって生徒の心身の充実を図ることを目指す ■適度な休養が練習の質を向上させることを生徒に教え，教員もそのための指導スキルを向上させていく ■市立柏高校は，この基本的な考え方を広く内外に周知し，学校を挙げて推進を図るものとする 	<ul style="list-style-type: none"> ■継続して部活動の在り方を見直していくとともに，部活動が長時間練習とならないよう今回の改革の考え方を部活動の活動方針に明記して約することで実効性を高めるもの
過労死ラインにおける授業時間の算定（スライド5）	147時間	119時間	休み時間及び昼食時間を算入しないこととした